官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府　令〕
○児童福祉法施行規則及びこども家庭庁の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府七五）　一
〔その他告示〕
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産一三七六）　四
○生産業者、輸入業者及び国内管理人の住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件（同一三七七）　七
○肥料の登録が失効した件（同一三七八）　九
○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（同一三七九）　一〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一二
特殊法人等
日本公認会計士協会第六十期決算、弁理士登録関係　四四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、押収物還付関係　四六
会社その他
会社決算公告　五四

府令

○内閣府令第七十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十四条の二十二第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、児童福祉法施行規則及びこども家庭庁の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年九月七日

内閣総理大臣　高市　早苗

児童福祉法施行規則及びこども家庭庁の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

（児童福祉法施行規則の一部改正）

第一条　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第六条の七　［略］	**第六条の七**　［同上］
［②］　法第十八条の十六第二項（法第十八条の三十二第四項、第三十四条の五第二項、第三十四条の七の三第二項、第三十四条の七の六第二項、第三十四条の十四第二項、第三十四条の十八の二第二項、第三十四条の二十五第二項及び第四十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該職員が携帯すべき証明書は、第三号様式によるものとする。	［②］　法第十八条の十六第二項（法第十八条の三十二第四項、第三十四条の五第二項、第三十四条の七の三第二項、第三十四条の七の六第二項、第三十四条の十四第二項、第三十四条の十八の二第二項及び第四十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該職員が携帯すべき証明書は、第三号様式によるものとする。
［③　略］	［③　同上］
第三十五条の三　法第三十三条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。この場合において、児童相談所長は、必要があると認めるときは、児童	**第三十五条の三**　法第三十三条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。この場合において、児童相談所長は、必要があると認めるときは、児童